



剣淵町立診療所からお知らせ 禁煙外来の開設について



「どうしてもタバコを止めたい!」「今まで何度か禁煙にチャレンジしたけど、すぐに吸ってしまう・・・」タバコを止めたいという気持ちがあり、一度は禁煙するものの、ついまた吸い始めてしまう・・・そんな経験をされた方は、多いのではないのでしょうか?

広報けんぶち5月号「保健師から へるすさぽーと」に掲載されていました

禁煙外来を6月1日から開設しました。

◎健康保険の適用となる条件

患者様が以下のすべての要件を満たすこと

- ①ただちに禁煙をしようと考えていること
- ②ニコチン依存症のスクリーニングテスト（TDS）が5点以上であること
- ③プリンクマン指数（1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上であること
- ④禁煙治療を受けることを文書により同意していること

この4点すべてに当てはまる患者様に対し、健康保険の適用による禁煙治療を行います。
なお、当てはまらない場合は、自費での診療となります。



◎治療の流れ

初回診察時に現在の喫煙状況を確認し、呼気一酸化炭素濃度測定などの検査結果説明や禁煙治療薬の説明を行います。

その後、禁煙開始日から「2・4・8・12週間後」に診察し、禁煙状況の確認や今後のアドバイスなどを行い、禁煙への道筋を一緒に考えていきます。



◎禁煙外来受診に係る費用

禁煙外来の受診に係る費用の概要は下記のとおりです。

禁煙外来受診に係る費用（健康保険適用で3割負担の場合）

	ニコチネルTTS の場合	チャンピックス の場合
初診料+再診料	2,370円	2,370円
ニコチン依存症管理費	2,890円	2,890円
院外処方せん料	620円	820円
院外薬局（薬剤調剤料他）	7,530円	14,030円
計	13,410円	20,110円

左記の費用は2014年4月に改定された診療報酬に基づいて算出しています。
禁煙治療のみを目的に診療を受けると仮定した場合の目安の金額です。
検査、画像撮影などを実施された場合は、別途料金がかかります。
なお、処方の回数により、金額が異なる場合があります。

◎注意点

禁煙治療を途中で止めたり、禁煙後に再喫煙してしまった場合は、前回の禁煙治療開始から1年間は保険適用による治療ができませんのでご注意ください。

禁煙治療をご希望の方は、診療所へお電話などでご相談ください。

□お問い合わせ先 剣淵町立診療所 電話 34-2030

